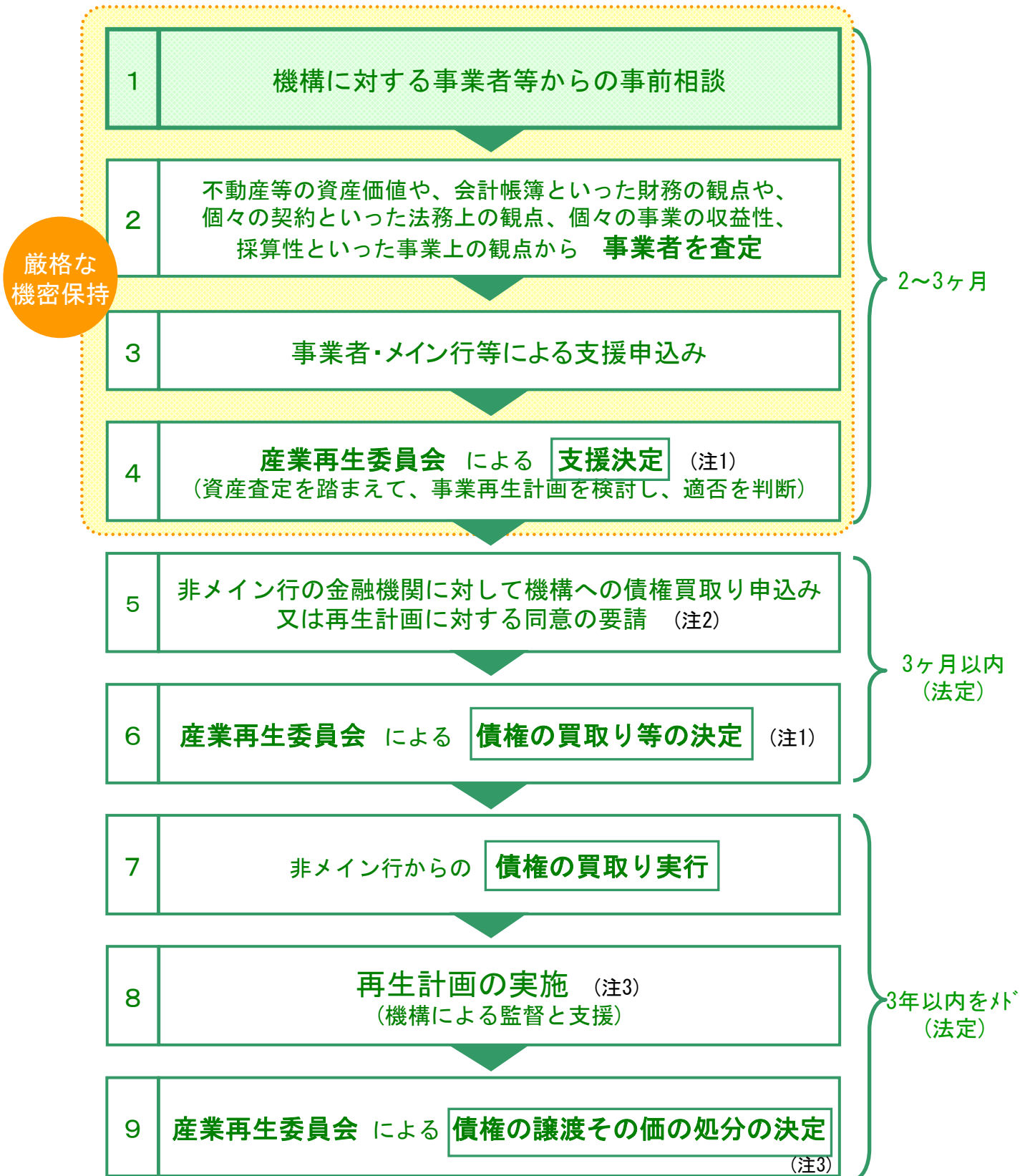


「地域力再生機構（仮称）」研究会

最終報告

平成19年12月20日

産業再生機構の再生支援業務の大きな流れ



(注1) 産業再生委員会による決定を行ったときは機構が概要を公表。

(注2) 金融機関が債権の回収等を行うことにより、対象事業者の事業再生が困難となるおそれがあると認められるときは、回収等をしないこと(一時停止)を要請。

(注3) 買取り等の決定から3年以内に処分(債権や持分の売却)を行うよう務める。

